

◇◇ 利 用 料 金 の ご 案 内 ◇◇

従来型多床室

介護老人福祉施設 第三静光園
令和8年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対 象 条 件
第1段階	・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第2段階	・ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方)
第3段階 ②	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね120万以上の方)
第4段階	・ 上記以外の方

負担項目	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1) サービス利用に係る自己負担額(※)	従来型多床室	24,524	26,943	29,466	31,885	34,269	
(2) 食費自己負担額 (保険外)	第1段階	9,000					
	第2段階	11,700					
	第3段階①	19,500					
	第3段階②	40,800					
	第4段階	54,000					
(3) 居住費自己負担額 (保険外)	従来型多床室	第1段階	0				
		第2段階	12,900				
		第3段階①	12,900				
		第3段階②	12,900				
		第4段階	27,450				
〔(1)+(2)+(3)〕	従来型多床室	第1段階	33,524	35,943	38,466	40,885	43,269
		第2段階	49,124	51,543	54,066	56,485	58,869
		第3段階①	56,924	59,343	61,866	64,285	66,669
		第3段階②	78,224	80,643	83,166	85,585	87,969
		第4段階	105,974	108,393	110,916	113,335	115,719

※単位は全て円です。30日、負担割合1割の計算となっています。

なお、(1)には「サービス提供強化加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」「夜勤職員配置加算Ⅰ」「介護職員処遇改善加算Ⅱ」「個別機能訓練加算」「科学的介護推進体制加算Ⅱ」「生産性向上推進体制加算Ⅱ」「協力医療機関連携加算」の自己負担分も含まれています。

◇◇ 利 用 料 金 の ご 案 内 ◇◇

従来型個室

介護老人福祉施設 第三静光園
令和8年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対 象 条 件
第1段階	・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第2段階	・ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方)
第3段階 ②	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね120万以上の方)
第4段階	・ 上記以外の方

負担項目	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1) サービス利用に係る自己負担額(※)	従来型個室	24,524	26,943	29,466	31,885	34,269	
(2) 食費自己負担額 (保険外)	第1段階	9,000					
	第2段階	11,700					
	第3段階①	19,500					
	第3段階②	40,800					
	第4段階	54,000					
(3) 居住費自己負担額 (保険外)	従来型個室	第1段階	11,400				
		第2段階	14,400				
		第3段階①	26,400				
		第3段階②	26,400				
		第4段階	36,930				
〔(1)+(2)+(3)〕	従来型個室	第1段階	44,924	47,343	49,866	52,285	54,669
		第2段階	50,624	53,043	55,566	57,985	60,369
		第3段階①	70,424	72,843	75,366	77,785	80,169
		第3段階②	91,724	94,143	96,666	99,085	101,469
		第4段階	115,454	117,873	120,396	122,815	125,199

※単位は全て円です。30日、負担割合1割の計算となっています。

なお、(1)には「サービス提供強化加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」「夜勤職員配置加算Ⅰ」「介護職員処遇改善加算Ⅱ」「個別機能訓練加算」「科学的介護推進体制加算Ⅱ」「生産性向上推進体制加算Ⅱ」「協力医療機関連携加算」の自己負担分も含まれています。

◇◇ 利用料金のご案内 ◇◇

ユニット型個室

介護老人福祉施設 第三静光園
令和8年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対象条件
第1段階	・ 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第2段階	・ 市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方)
第3段階 ②	・ 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね120万以上の方)
第4段階	・ 上記以外の方

負担項目	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1) サービス利用に係る自己負担額(※)	ユニット	27,496	29,915	32,507	34,960	37,345	
(2) 食費自己負担額 (保険外)	第1段階	9,000					
	第2段階	11,700					
	第3段階①	19,500					
	第3段階②	40,800					
	第4段階	54,000					
(3) 居住費自己負担額 (保険外)	個室ユニット	第1段階	26,400				
		第2段階	26,400				
		第3段階①	41,100				
		第3段階②	41,100				
		第4段階	61,980				
〔(1)+(2)+(3)〕	個室ユニット	第1段階	62,896	65,315	67,907	70,360	72,745
		第2段階	65,596	68,015	70,607	73,060	75,445
		第3段階①	88,096	90,515	93,107	95,560	97,945
		第3段階②	109,396	111,815	114,407	116,860	119,245
		第4段階	143,476	145,895	148,487	150,940	153,325

※単位は全て円です。30日、負担割合1割の計算となっています。

なお、(1)には「サービス提供強化加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」「夜勤職員配置加算Ⅱ」「介護職員処遇改善加算Ⅱ」「個別機能訓練加算」「科学的介護推進体制加算Ⅱ」「生産性向上推進体制加算Ⅱ」「協力医療機関連携加算」の自己負担分も含まれています。